

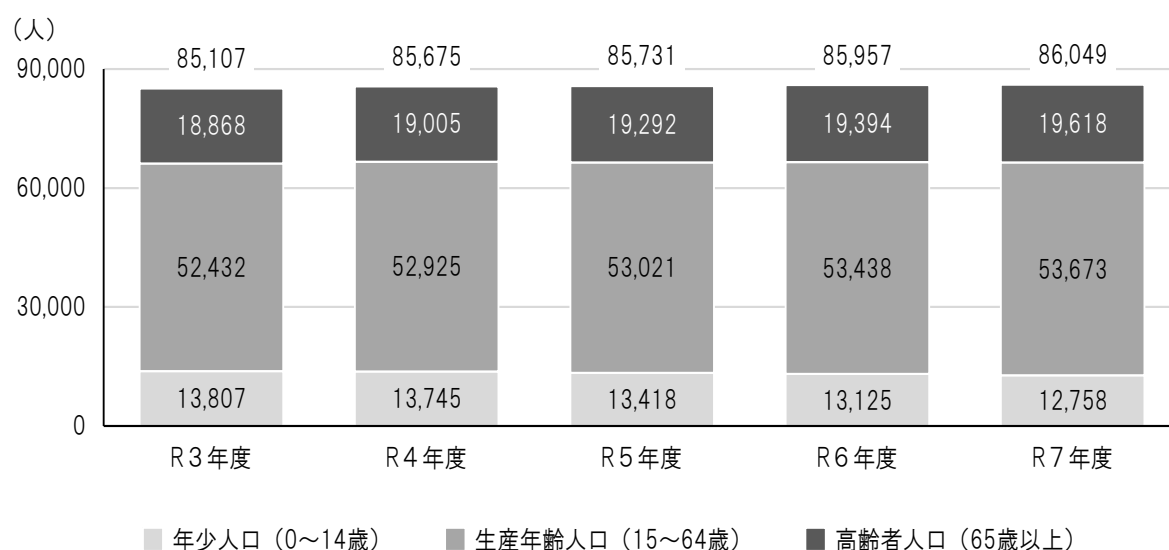
「もりやま障害福祉プラン 2027」数値目標の設定に向けて

1 本市の状況

(1) 人口の推移

本市の人口は増加傾向にあり、令和7年度末には86,049人となっています。また、年齢3区分について年少人口でみると、令和7年度末は令和3年度末と比べて、7.6%の減少となっておりますが、生産年齢人口と老年人口は増加傾向にあります。

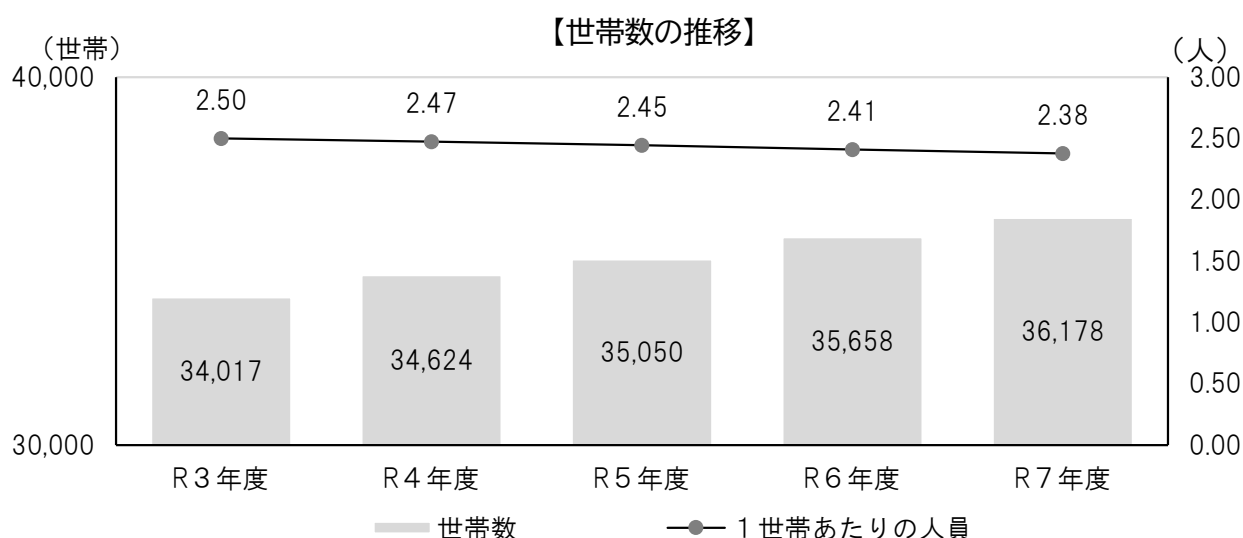
【総人口の推移（年齢3区分）】



(各年度末現在)

(2) 世帯数の推移

1世帯当たりの世帯人員は令和5年度以降、横ばいで推移するなか、世帯数の推移をみると、人口の増加とともに増加傾向にあります。



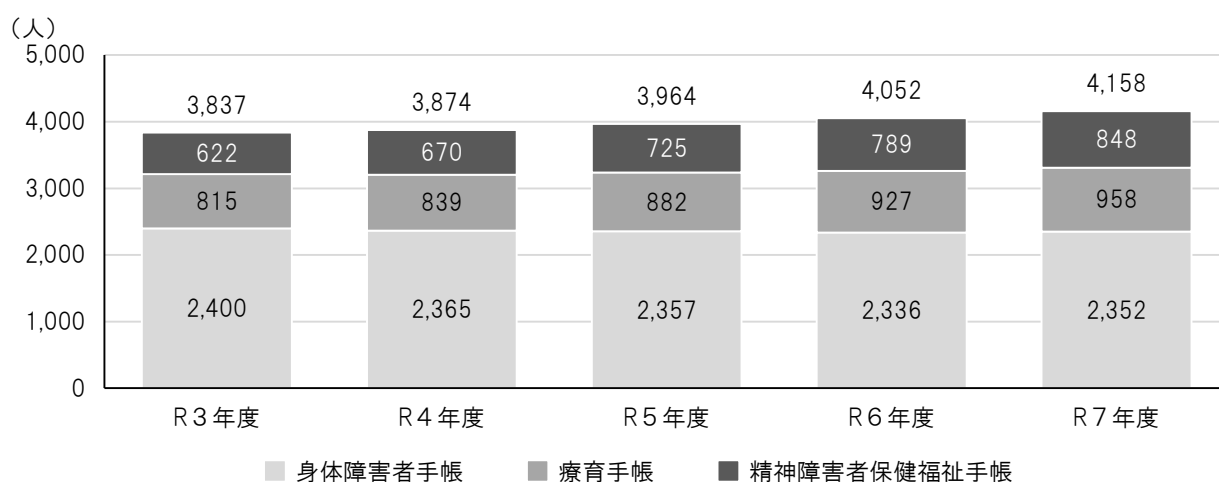
(各年度末現在)

2 障害のある人の状況

(1) 障害のある人の状況

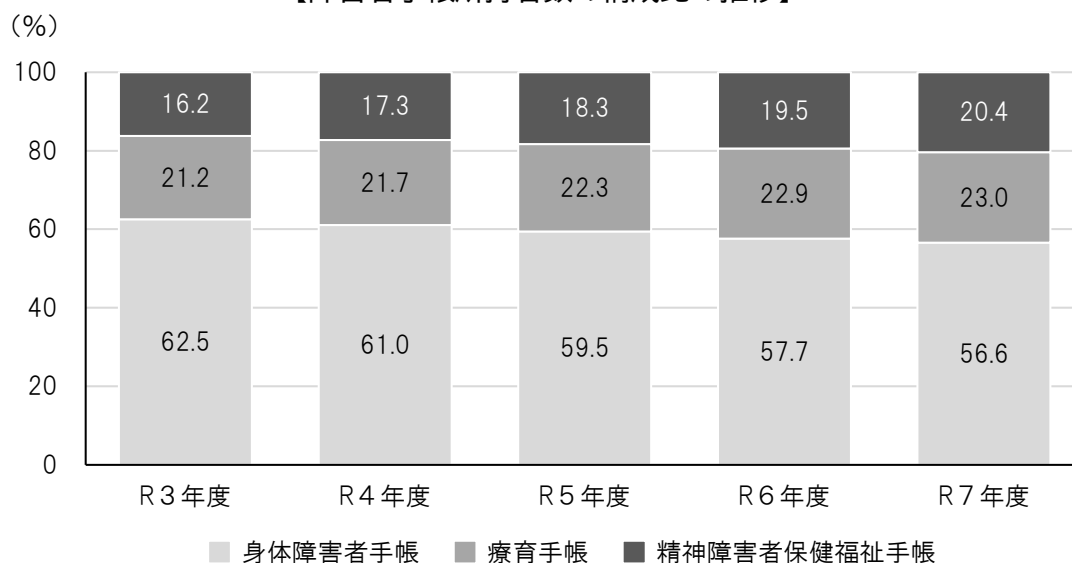
障害のある人の数の推移を手帳所持者数でみると、身体障害者手帳の所持者数は、令和3年度から令和6年度にかけて減少傾向にありましたが、令和7年度にはやや増加しています。一方、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の所持者数は一貫して増加しています。令和7年度末の合計所持者数は4,158人（重複含む）となっています。

【障害者手帳所持者数の推移】



(各年度末現在)

【障害者手帳所持者数の構成比の推移】

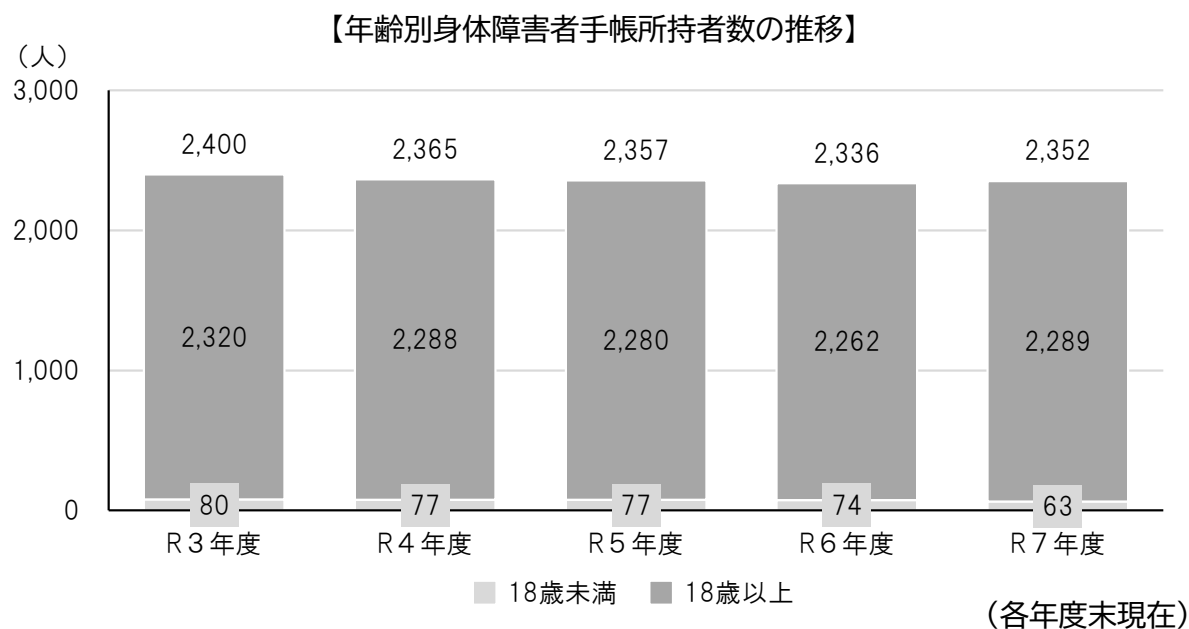


(各年度末現在)

(2) 身体障害のある人の状況

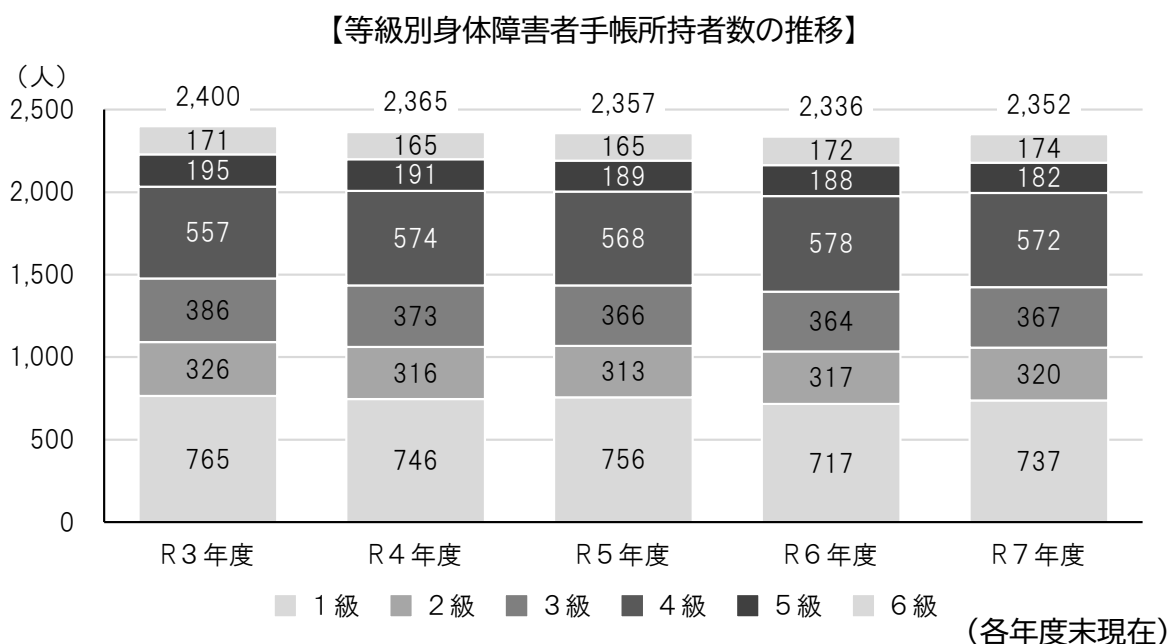
① 年齢別の推移

年齢別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、18歳未満では減少傾向で推移しています。18歳以上では令和6年度末まで減少傾向にあったものの、令和7年度は増加しています。

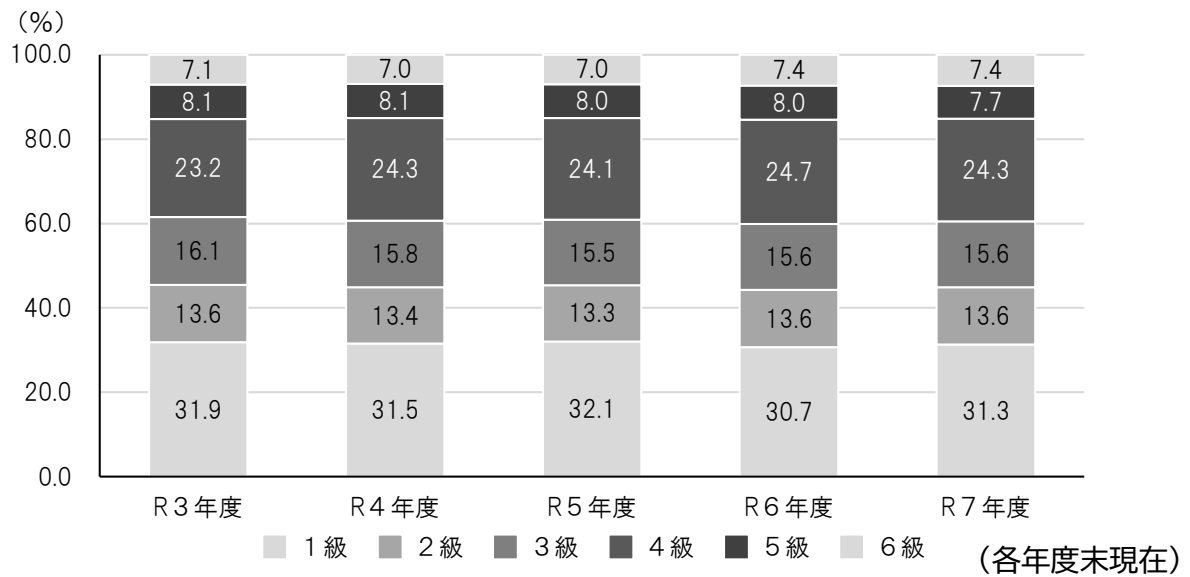


② 等級別の推移

等級別の身体障害者手帳所持者数の推移は、令和3年度以降「1級」の割合が最も高くなっており、次いで「4級」となっています。令和7年度末の「1級」と「2級」をあわせた「重度」の割合は全体の44.9% (1,057人) となっており、身体障害者手帳所持者数の約半数となっています。

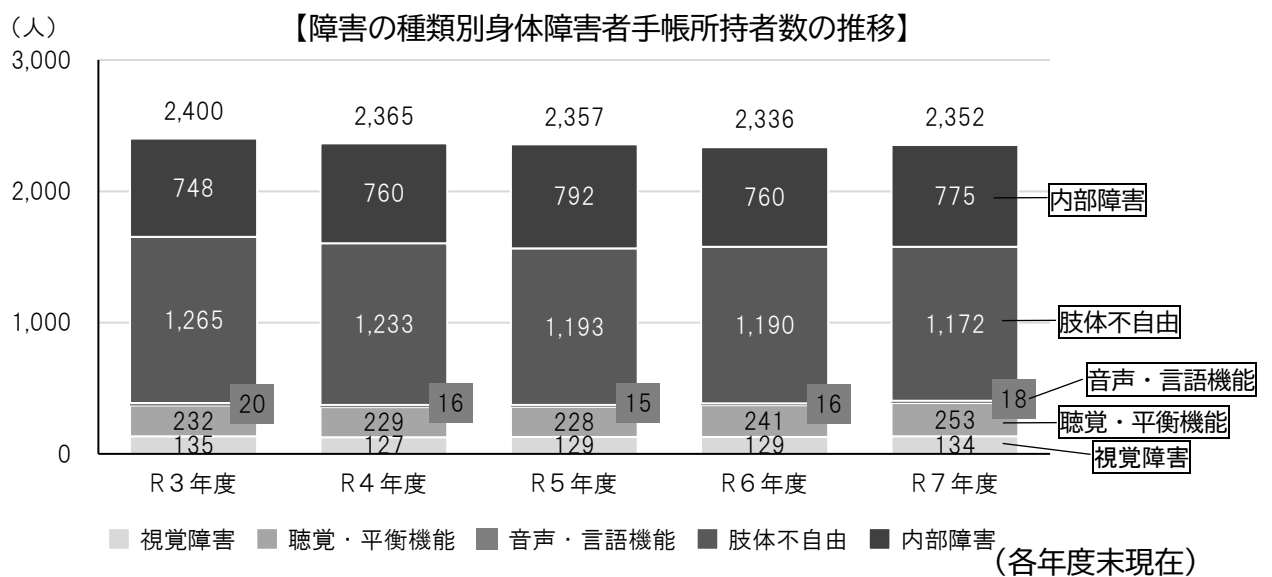


【等級別身体障害者手帳所持者数の構成比の推移】



③ 障害の種類別の推移

障害の種類別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、各年度ともに「肢体不自由」が最も多くなっており、次いで「内部障害」となっています。



【身体障害者手帳所持者数（障害の等級別）の状況】

単位：人

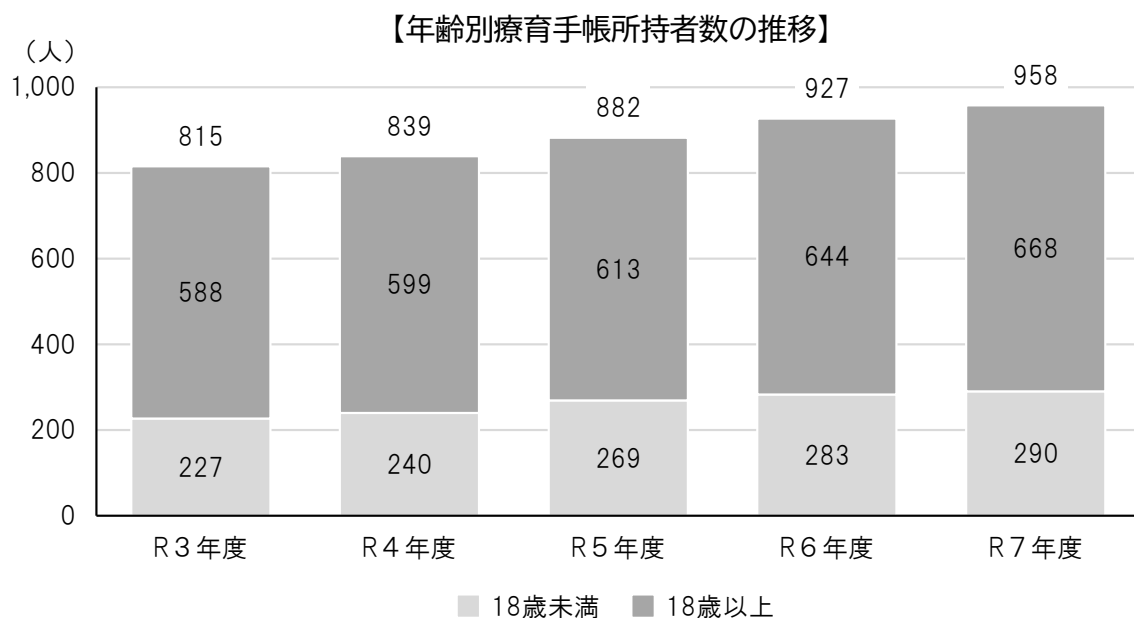
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	52	43	6	7	18	8	134
聴覚・平衡機能障害	8	55	22	90	2	76	253
音声・言語機能障害	4	2	7	5	0	0	18
肢体不自由	241	213	199	267	162	90	1,172
内部障害	432	7	133	203	0	0	775
合計	737	320	367	572	182	174	2,352

(令和7年度末現在)

(3) 知的障害のある人の状況

① 年齢別の推移

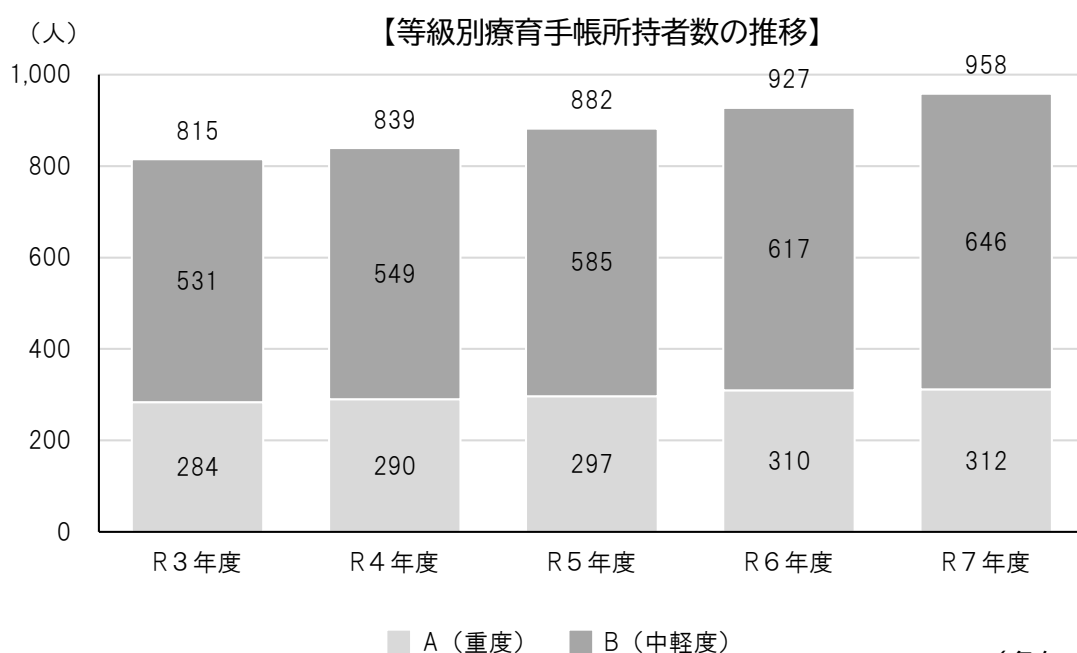
療育手帳所持者数の推移をみると、令和3年度末は令和7年度末と比べて、17.6%の増加となっています。年齢別の推移でみると、18歳未満、18歳以上ともに全体的に増加傾向となっています。



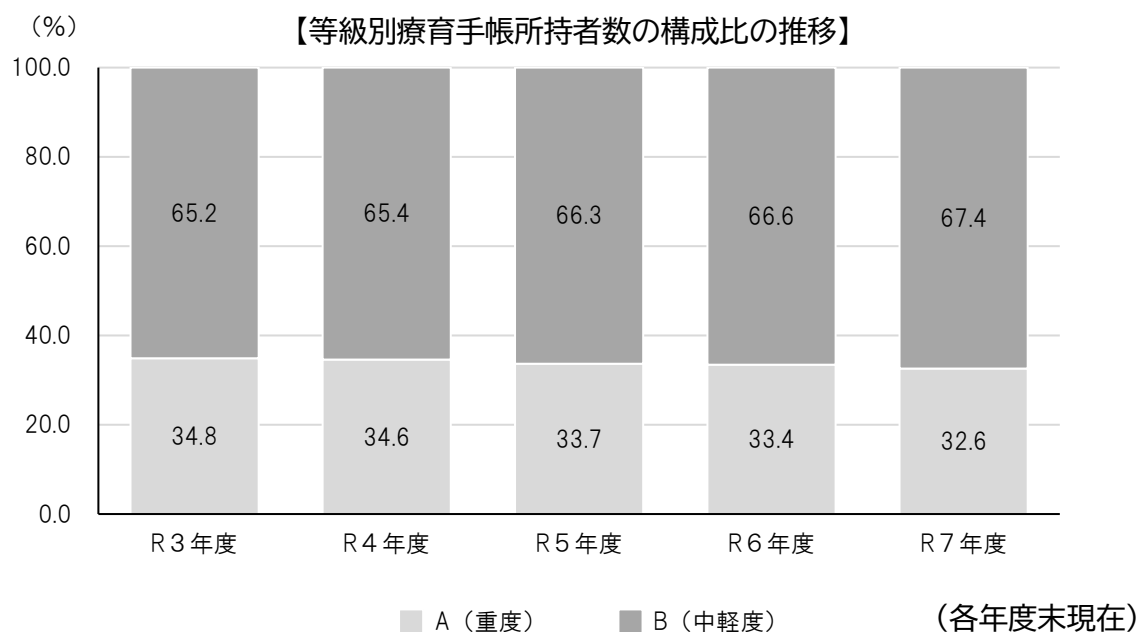
(各年度末現在)

② 等級別の推移

等級別の推移は増加傾向となっています。



(各年度末現在)



【等級別年齢別療育手帳所持者数の推移】

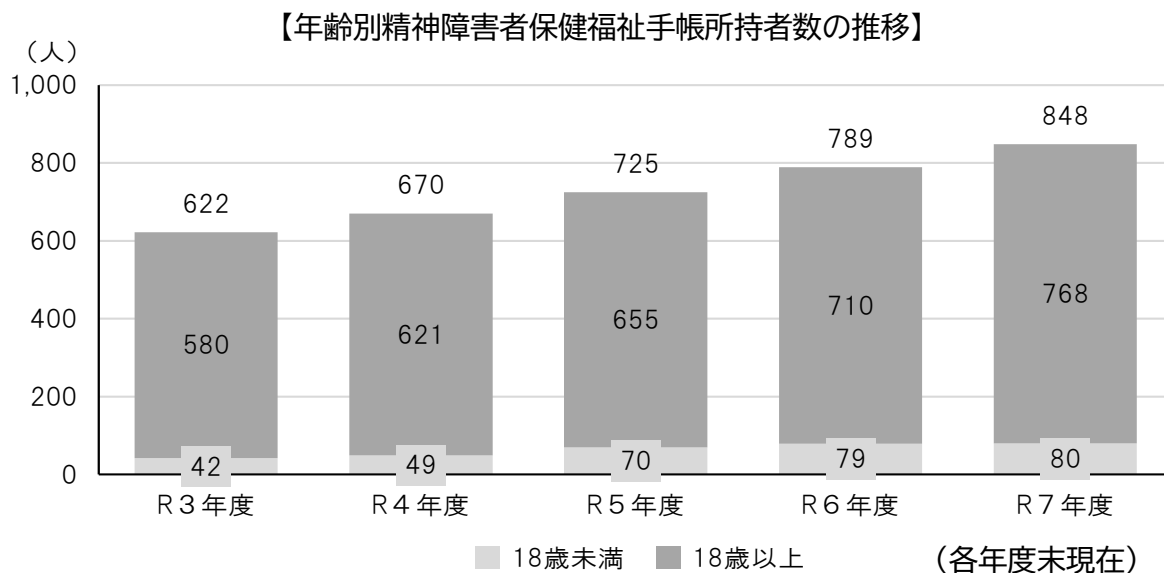
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
A (重度)	18歳未満	80	77	84	90	83
	18歳以上	204	213	213	221	229
B (中・軽度)	18歳未満	147	163	185	195	207
	18歳以上	384	386	400	424	439
合計		815	839	882	930	958

(各年度末現在)

(4) 精神障害のある人の状況

① 年齢別の推移

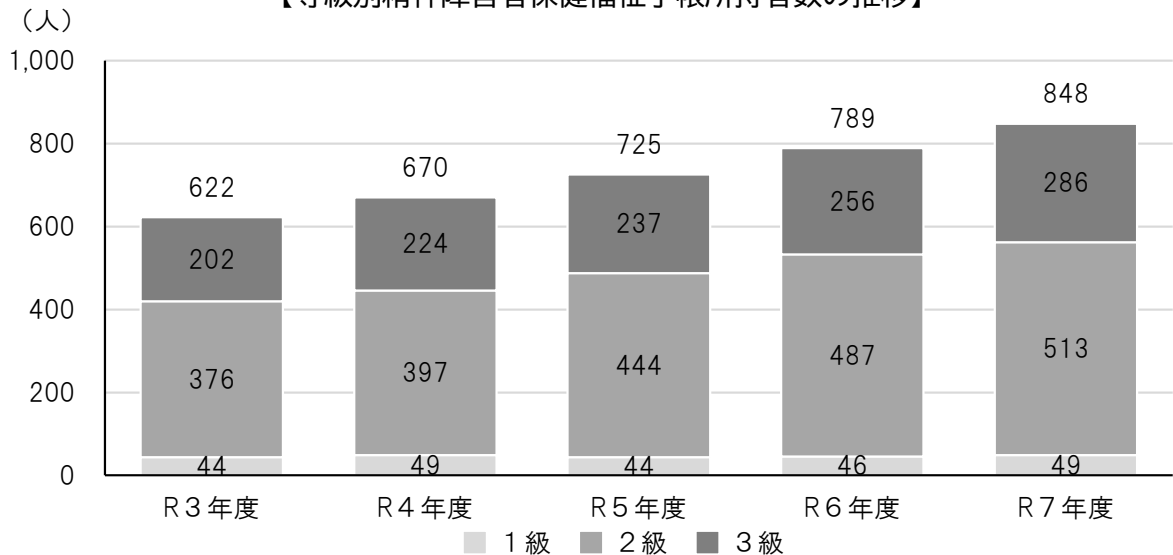
精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、令和7年度末は令和3年度末と比べて、36.3%の増加となっています。年齢別の推移でみると、18歳未満、18歳以上ともに増加傾向にあります。



② 等級別の推移

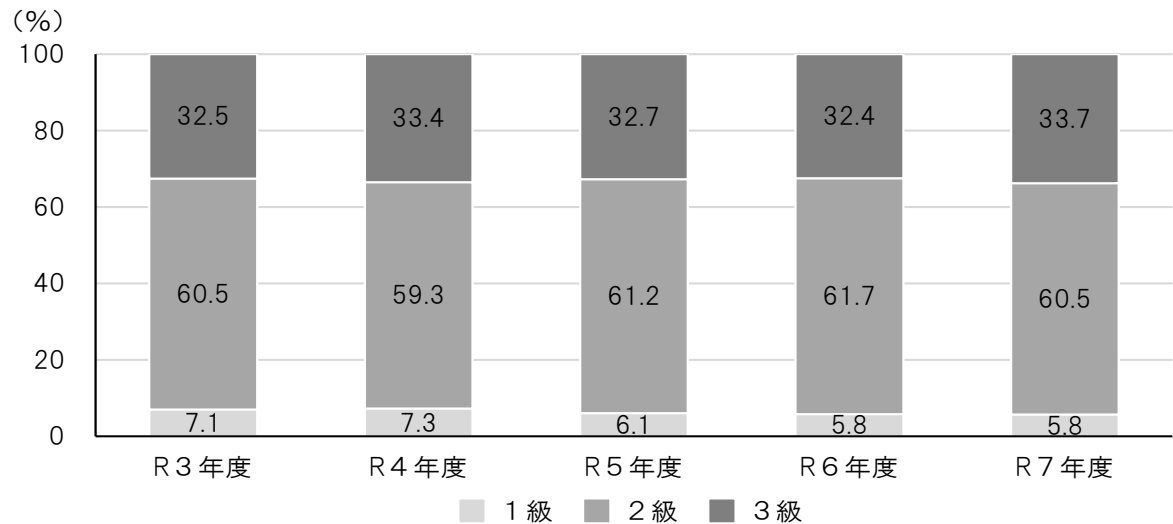
精神障害者保健福祉手帳の等級別の推移をみると、「1 級」は横ばいで推移している一方で、「2 級」「3 級」はともに増加傾向にあり、令和 7 年度末では「2 級」が 513 人と最も多くなっています。

【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



(各年度末現在)

【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の構成比の推移】

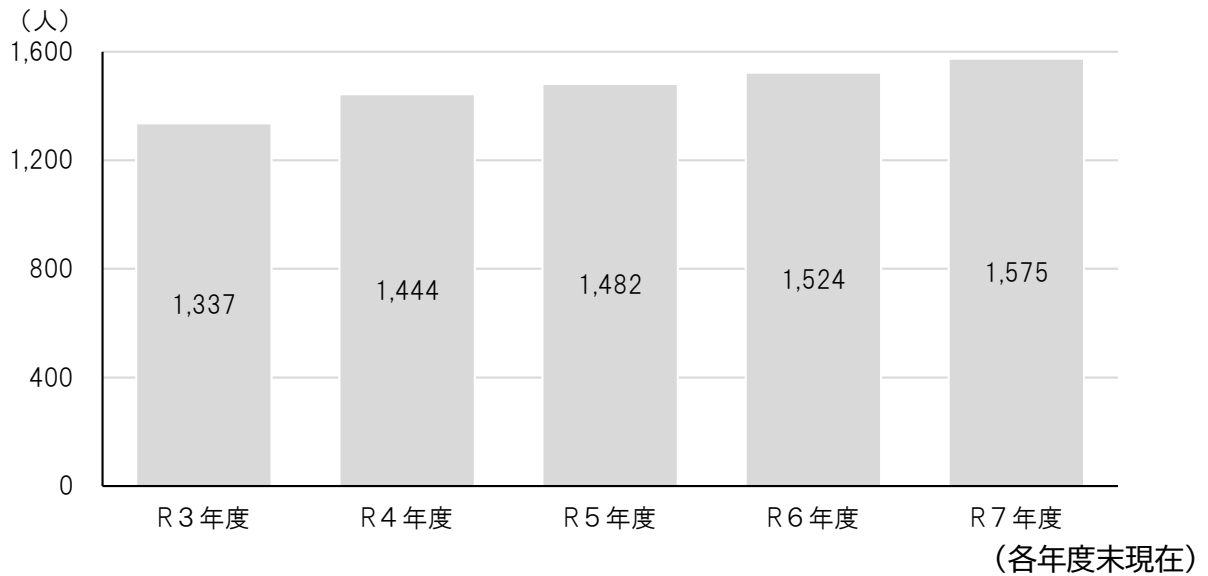


(各年度末現在)

③ 自立支援医療（精神障害者通院医療費公費負担）受給者数の推移

自立支援医療（精神障害者通院医療費公費負担）受給者数は増加傾向で推移しており、令和7年度末では1,575人となっています。

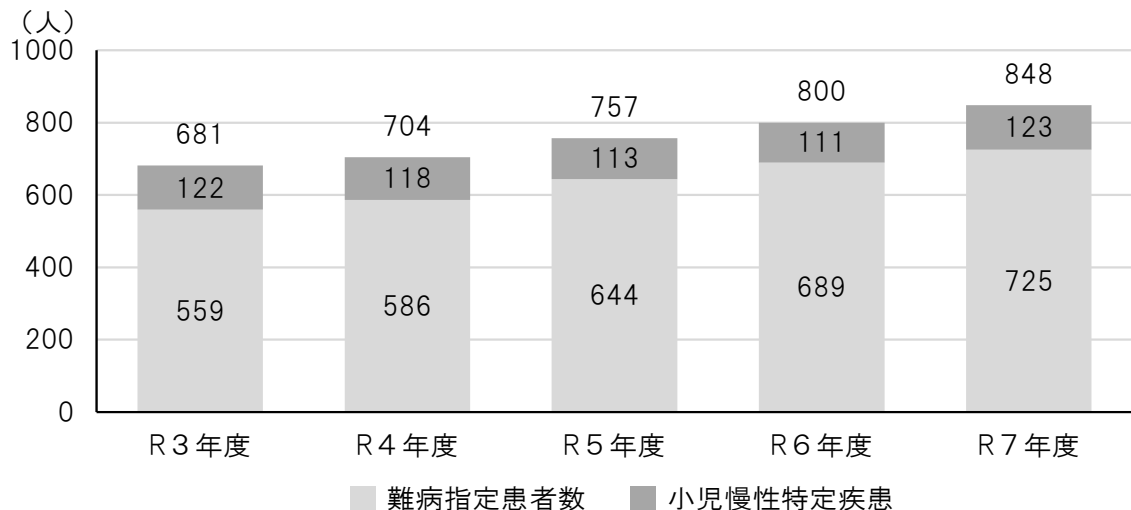
【自立支援医療（精神障害者通院医療費公費負担）受給者数の推移】



(5) 難病患者の状況

本市の難病患者の状況は増加傾向が続いており、令和7年度末時点では特定医療費（指定難病）受給者証交付者は725人、小児慢性特定疾病医療受給者証交付者は123人となっています。

【特定医療費（指定難病）・小児慢性特定疾病医療受給者証交付の推移】



(各年度末現在)

(6) 障害のある人の雇用状況

障害のある人の雇用の状況は以下のとおりです。

【障害のある人の雇用状況（滋賀県内）】

区分		令和5年度	令和6年度	令和7年度
企業数（社）		944	1036	1074
雇用状況	法定常用労働者数（人）	148,128	153,505	158,837
	雇用障害者数（人）	3725	4090	4240
	実雇用率（％）	2.52	2.66	2.67
法定雇用率達成企業の数（社）		559	560	583
雇用未達成企業数（社）		385	476	491
雇用未達成割合（％）		40.8	45.9	45.7

（各年度6月1日現在）

(7) 障害のある子どもの就園・就学状況

本市の特別支援学級、特別支援学校、児童発達支援事業「あゆっこ教室」等の状況は以下のとおりです。

【特別支援学級の状況】

単位：設置校数（校）／学級数（級）児童・生徒数（人）

区分	設置校数	学級数	児童・生徒数
小学校	9（9）	46（50）	200（271）
中学校	4（4）	22（22）	118（103）
合計	13（13）	68（72）	318（374）

※（ ）内は障害福祉プラン2024策定時（令和5年）の数値

（令和8年5月1日現在）

【言語・発達障害通級指導教室の状況】

単位：設置校数（校）／児童・生徒数（人）

区分	設置校数	児童・生徒数
小学校	7（5）	104（107）
中学校	3（2）	41（46）
合計	10（7）	145（153）

※（ ）内は障害福祉プラン2024策定時（令和5年）の数値

（令和8年5月1日現在）

【特別支援学校在籍数】

単位：人

	幼稚部	小学部	中学部	高等部	合計
盲学校	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
聾話学校	0 (0)	0 (0)	1 (2)	2 (1)	3 (4)
鳥居本養護学校		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
守山養護学校		0 (0)	1 (0)		1 (0)
野洲養護学校		51 (47)	28 (35)	51 (31)	130 (113)
三雲養護学校				4 (0)	4 (0)
三雲養護学校石部分教室				2 (0)	2 (4)
北大津高等養護学校				4 (0)	4 (5)
長浜北星高等養護学校				1 (0)	1 (1)
甲南高等養護学校				3 (0)	3 (1)
愛知高等養護学校				1 (0)	1 (3)
滋賀大学附属特別支援学校		0 (-)	1 (-)	0 (-)	1 (-)
合計	0 (1)	51 (47)	31 (37)	68 (46)	150 (131)

※ () 内は障害福祉プラン 2024 策定時 (令和5年) の数値

(令和8年5月1日現在)

【保育園における特別支援加配*対象児の在籍数】

区分	0～2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	総数
在席児童数	458 (374)	258 (245)	237 (240)	243 (238)	1196 (1097)
在籍加配対象児数	1 (1)	15 (11)	11 (13)	8 (10)	35 (35)
加配保育士数	1 (1)	(6)	(7)	(2)	16 (19)

※ () 内は障害福祉プラン 2024 策定時 (令和5年) の数値

(令和8年4月1日現在)

【幼稚園における特別支援加配対象児の在籍数】

単位：人

区分	3歳児	4歳児	5歳児	合計
在籍児童数	140 (178)	151 (204)	135 (222)	426 (604)
在籍加配対象児数	14 (21)	23 (21)	19 (22)	56 (64)
加配保育士数	7 (9)	10 (11)	8 (9)	25 (29)

※ () 内は障害福祉プラン 2024 策定時 (令和5年) の数値

(令和8年4月1日現在)

【こども園（短時部）における特別支援加配対象児の在籍数】

単位：人

区分	3歳児	4歳児	5歳児	合計
在籍児童数	99 (129)	101 (126)	137 (118)	337 (373)
在籍加配対象児数	4 (9)	6 (10)	9 (12)	19 (31)
加配保育士数	2 (5)	4 (4)	2 (4)	8 (13)

※ () 内は障害福祉プラン 2024 策定時 (令和5年) の数値

(令和8年4月1日現在)

【こども園（長時部）における特別支援加配対象児の在籍数】

単位：人

区分	0～2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	総数
在籍児童数	283 (259)	254 (234)	254 (223)	223 (249)	1014 (965)
在籍加配対象児数	2 (0)	5 (16)	14 (10)	11 (16)	35 (42)
加配保育士数	2 (0)	(10)	(3)	(7)	17 (20)

15（3～5歳児合わせた加配保育士数）

※（ ）内は障害福祉プラン 2024 策定時（令和5年）の数値

（令和8年4月1日現在）

【児童発達支援事業「あゆっ子教室」通園児の状況】

単位：人

年齢区分	合計
5歳児	8(9)
4歳児	19(12)
3歳児	12(14)
2歳児	4(6)
1歳児	0(0)
合計	43(41)

※（ ）内は障害福祉プラン 2024 策定時（令和5年）の数値

（令和8年6月末現在）

3 国の基本指針に基づく数値目標等の設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針	●地域移行者数：令和7年度末施設入所者の6%以上（県の考え方は●%以上） ●施設入所者数：令和7年度末の5%以上削減（県の成果目標は●●）
--------	--

項目	目標値の考え方	令和7年度実績値	令和11年度目標値
施設入所者の地域生活への移行者数（人）	令和7年度末施設入所者の6%以上	0人	人
施設入所者数	令和7年度末の－5%以上	32人	人

施設入所者の地域生活への移行者数については、令和7年度末時点では0人となっているため、国の指針を念頭に置きつつ、実態に則した一定の数値として目標値を算出します。

施設入所者数の削減については、令和7年度末時点の施設入所者数は32人となっていますが、施設入所希望者の状況や、重度の方の受け皿としての施設のニーズを踏まえ、目標値を設定します。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	●精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数（319.3日以上） ●精神病床における1年以上入院患者数 ●再入院率：退院後90日時点10.3%以下、退院後180日時点17.4%以下、退院後365日時点：25.7%以下
--------	---

項目	目標値の考え方	令和7年度実績値	令和11年度目標値
協議の場の開催回数	保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催	2回	

精神障害のある人や精神保健に課題を抱える人及びその家族が、地域の一員として安心して自分らしく生活できるよう、保健、医療、福祉、住まい、就労その他の適切な支援が包括的に確保された体制を整備するために、湖南福祉圏域にて協議の場を設置しています。

引き続き、地域ケア会議を活用し、保健・医療・福祉関係者による協議を推進します。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針	●就労移行支援事業利用者からの移行者数：令和6年度の1.14倍以上 ●就労定着支援事業の利用者数：令和6年度末実績の1.47倍以上 ●就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上 ●協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置 等
--------	--

項目	目標値の考え方	令和6年度実績値	令和11年度目標値
就労移行支援事業の利用者からの移行者数（人）	令和6年度の1.14倍以上	5人	
就労定着支援事業の利用者数（人）	令和6年度末実績の1.47倍以上	5人	
就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率（％）	就労定着率が7割以上の事業所の割合が2割5分以上	—	
就労選択支援事業所を設置	協議会設置圏域ごとに1か所	—	

福祉施設から一般就労への移行では、本人の希望や適性を丁寧に把握し、就労移行支援、就労継続支援A型・B型等を活用しながら、一般就労に向けた準備を段階的に進めることが重要です。また、就労選択支援等の活用により本人の能力や適性、就労に関する希望を整理し、本人に合った働き方や就労先との適切なマッチングにつなげます。

就職後も、就労定着支援等を活用し、本人・企業・支援機関が連携して、職場定着や合理的配慮の調整を継続的に支援します。

国の基本指針では、令和11年度末における成果目標として、就労移行支援事業利用者からの一般就労への移行促進、就労定着支援事業の利用促進、就労定着支援事業利用終了後の職場定着の推進、協議会設置圏域ごとの就労選択支援事業所の設置等が示されています。

これを踏まえ、本市では、令和6年度の実績値を基礎に、国の指針に基づく算定を行うとともに、市内の就労系サービスの利用状況や事業所の実態を勘案し、令和11年度末の目標値を設定します。

(4) 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針	●児童発達支援センターに4つの中核的機能を確認 (一) 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能 (二) 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能 (三) 地域のインクルージョン推進の中核としての機能 (四) 地域の障害児の発達支援の入り口としての相談機能 ●重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等を各市町村又は圏域に1か所以上設置 ●医療的ケア児等支援に関する協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置 ●障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の構築及び関係機関との連携体制の確保
--------	---

項目	目標値の考え方	令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を1か所確保	児童発達支援事業所 2か所 放 課 後 等 デイサービス事業所 6か所	
医療的ケア児等支援に関する協議の場の開催回数	協議の場の開催回数	9回	
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	コーディネーターの配置	1人	
伴走的な相談支援体制の構築及び関係機関との連携体制の確保	相談支援に携わる者の専門性向上や地域ネットワーク構築のための部会開催回数	3回	

障害児支援については、障害のあるこどもや発達に支援を必要とするこどもが、身近な地域で適切な支援を受けながら成長できるよう、支援体制の充実が求められています。

国の基本指針では、児童発達支援センターの中核的機能の確保、地域におけるインクルージョンの推進、重症心身障害児、医療的ケア児、強度行動障害の状態にある児等への支援体制の整備、伴走的な相談支援体制の構築、関係機関との連携体制の確保等が示されています。

本市では、児童発達支援センターを中心に関係機関と連携し、障害児およびその家族に寄り添った切れ目のない支援体制の整備を進めます。

(5) 地域生活支援の充実

国の基本指針	●各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証・検討する ●強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める
--------	---

項目	目標値の考え方	令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
地域生活支援拠点等の整備	湖南福祉圏域に整備	29 か所	
地域生活支援拠点にかかる運用状況の検証および検討の会議回数	運用状況に係る検証・検討会議回数	2 回	
強度行動障害のある人の支援体制に関する部会の開催回数	強度行動障害のある人の支援体制に関する部会の開催回数	6 回	

障害のある人が、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、相談、緊急時の対応、地域移行の支援、体験の機会・場の確保等を含めた地域生活支援体制の充実が求められています。

国の基本指針では、各市町村における地域生活支援拠点等の整備に加え、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制や緊急時連絡体制の構築、年1回以上の運用状況の検証・検討が示されています。また、強度行動障害がある人について、支援ニーズを把握し、地域における支援体制の整備を進めることとされています。

本市では、これらを踏まえ、関係機関と連携しながら、地域生活支援拠点等の機能強化と、支援を必要とする人が安心して地域生活を送るための体制整備を進めます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針	●各市町村（複数市による共同設置可）において、基幹相談支援センターを設置等 ●協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等 ●のぞまないセルフプラン(*1)解消に向けた支援の提供体制の構築 (*1)「身近な地域に指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者がない場合にやむを得ず作成されるセルフプラン」と定義されています。
--------	--

項目	目標値の考え方	令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターの設置および地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	1 か所 (二市合同)	
地域の相談支援体制の強化 (のぞまないセルフプランに解消に向けて)	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	115 件	
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	6 件	
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	34 回	
協議会における個別事例の検討を通じた地域資源の開発・改善	地域自立支援協議会の開催回数	6 回	

障害のある人やその家族が、地域で安心して生活できるよう、身近な相談窓口から必要な支援につながる相談支援体制の充実・強化が求められています。

国の基本指針では、各市町村における基幹相談支援センターの設置等を進めるとともに、協議会における個別事例の検討を通じて地域課題を把握し、サービス基盤の開発・改善につなげることが示されています。

本市では、これらを踏まえ、基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言など相談支援体制の強化、関係機関との連携、協議会を活用した地域課題の把握・改善を進めます。

（７）障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

障害福祉人材の確保・定着に向け、「当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上」を推進します。国や県と連携し、ICT 等テクノロジーの導入による業務の効率化や職員の負担軽減を図り、利用者に寄り添う直接的な支援を充実させます。あわせて、市独自の就職支援補助金等の活用により、多様な福祉人材の参入促進と定着を支援し、当事者視点に立った質の高いサービスが安定して提供される体制を構築します。

（８）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針	●各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
--------	------------------------------------

項目	目標値の考え方	令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	3人	
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	28回	

国の基本指針では、令和11年度末までの目標として、各都道府県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制を構築することが示されています。

本市では、担当職員の各種研修への参加を促進するとともに、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析・活用し、事業所や関係自治体等との情報共有を図ることで、サービスの質の向上に取り組みます。

用語解説

あ行	
医療的ケア児等 コーディネーター	医療的ケア児に対する支援について、多分野にまたがる利用を総合的に調整し、医療的ケア児等に対する支援のための地域づくりを推進する職種。
インクルージョン 推進	障害のあるこどもが、地域の保育所、認定こども園、幼稚園、学校、放課後児童クラブ等で、他のこどもと共に育ち、地域社会に参加できるよう支援する取組。児童発達支援センターの中核的機能の一つとして位置付けられている。
か行	
基幹相談支援 センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として総合的・専門的な相談支援の実施や地域の相談支援体制の強化の取組、自治体と協働した協議会の運営などによる地域づくりの取組などを行う。
強度行動障害	環境への著しい不適応状態で、激しい不安・興奮・混乱などを示し、結果的には多動・疾走・奇声・自傷・固執・強迫・攻撃(噛み付きなど)・不眠・拒食・多食・多飲などの行動が、日常生活の中で高い頻度と強い程度で出現し、現在ある通常の療育環境では適切な対応が著しく困難な場合を指す。
さ行	
就労選択支援	障害のある人が、自分に合った「働き方」や「就労先」を選べるよう、本人の希望、就労能力、適性等を把握・整理し、本人と協同してアセスメントや情報提供を行う新たな障害福祉サービス。
就労定着支援	障害のある人が一般企業等に就職した後、働き続けられるように支援する障害福祉サービス。就労に伴って生じる生活面・社会生活面の課題について、本人、企業、関係機関との連絡調整、相談、助言等を行う。
障害者 自立 支援 審査支払等 シス テム	障害福祉サービス等の給付費について、事業所からの請求を国保連合会等で受け付け、審査・支払事務を行うためのシステム。現在の制度名称との関係では「障害者総合支援給付審査支払等システム」等として説明される資料もある。請求情報の受付、一次審査、自治体による二次審査、支払、統計処理等に関わる。
障害児通所支援	障害のある児童や発達に支援が必要な児童が、通所により発達支援等を受けるサービスの総称。代表的には、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などが含まれる。

児童発達支援 センター じどうはつたつしえん	障害のあるこども等が、保護者のもとから通い、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応のための支援などを受ける施設。あわせて、地域の障害児支援の中核的な役割を担い、家族や地域の障害児通所支援事業所等に対して、相談、専門的助言、必要な援助を行う。
スーパーバイズ・コンサルテーション すーぱーばいず・こんさるてーしょん	児童発達支援センター等が、地域の障害児通所支援事業所などに対して、専門的な助言・援助、研修、事例検討、困難ケースへの助言等を行い、地域全体の支援の質を高める機能。
た行	
地域移行 ちいきいこう	障害のある人が、施設や病院での生活から、本人が希望する地域での生活へ移っていくこと。制度上は「地域移行支援」として、障害者支援施設・精神科病院等に入所・入院している障害者に対し、住居の確保や地域生活への移行に向けた相談・同行支援・関係機関調整等を行うサービスがある。
地域包括ケアシステム ちいきほうかつ	主に、介護・高齢者福祉分野で進められている取組であるが、高齢者だけでなく、子育て世帯、障害のある人を含むその地域に暮らすすべての人が、住み慣れた地域で自分らしい誠意克を持続できるよう、「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「予防・保健」「生活支援・福祉サービス」「住まいと住まい方」といった5つの分野からの支援を一体的に提供する仕組みのこと。
は行	
伴走的な相談支援体制 ばんそうてき しえんたいせい	困りごとを一度相談して終わりにするのではなく、本人や世帯の状況に継続的に関わり、必要な支援や地域とのつながりを一緒に作っていく相談支援の考え方。課題解決だけでなく、「つながり続けること」を重視する支援体制として説明される。